

目黒区 住居確保給付金 申請時提出書類チェックリスト

※提出書類をすべて揃えてご提出いただいても、住居確保給付金受給要件に該当しない場合があります。よく「支給要件」を確認していただいた上でご提出ください。

※書類ご提出後に自立相談支援機関「めぐろくらしの相談窓口」から審査等に関してご連絡をすることがあります。ご連絡がつかない、ご返答に時間がかかる等の場合には、住居確保給付金の審査等は一時停止状態になり、該当していたとしても支給には時間を要します。また、後日根拠資料の確認をすることもあるため、申請決定後も関係書類等は適切に保管してください。

※虚偽の申請や届出など不適正受給に該当することが判明した場合、以後の給付の支給を中止するとともに、既支給分の全額または一部について返還していただきます。

R3.9.27時点

提出者	<input checked="" type="checkbox"/>	書類の種類	様式(原本提出)	ご自分で用意する添付資料(写し提出)	備考
全 員	<input type="checkbox"/>	相談受付・申込票	相談受付・申込票		
全 員	<input type="checkbox"/>	申請書、確認書	生活困窮者住居確保給付金支給申請書 住居確保給付金申請時確認書		
全 員	<input type="checkbox"/>	本人確認書類		下記のいずれか1つ(※1) ○運転免許証(住所変更している場合は両面) ○住民基本台帳カード ○パスポート(一般旅券) ○個人番号(マイナンバー)カード(表面のみ) ○住民票(※2) ○戸籍謄本等 ○各種福祉手帳 等	※1 本人確認書類に住所の記載がない場合や、記載の住所が目黒区ではない場合は、ライフライン(ガス・水道・電気)の直近の支払い済み請求書等の提出が必要 ※2 本籍地とマイナンバーの表示は不要、目黒区総合庁舎、地区サービス事務所、目黒駅行政サービス窓口での発行の場合は、申し出することで発行手数料が無料になります。
離職した方	<input type="checkbox"/>	1と2いずれも必須 1 離職または廃業を証する書類 2 公共職業安定所から付与された求職番号を「住居確保給付金申請時確認書」に記載する	右記を用意できない場合 「離職状況等に関する申立書」を提出	1に関して下記のいずれか1つ(雇用保険関係) ○雇用保険被保険者離職票 ○雇用保険受給資格者証(社会保険関係) ○健康保険任意継続被保険者証(雇用者が交付する文書) ○退職辞令 ○退職所得の源泉徴収 ○雇用保険被保険者資格喪失届 ○離職証明書 ○解雇通知書 ○有期雇用契約の非更新通知	
廃業した方	<input type="checkbox"/>			1に関して下記のいずれか1つ ○廃業届 ○その他廃業したことを証明できる書類	
就業機会が減少した方	<input type="checkbox"/>	就業機会の減少を証する書類	右記を用意できない場合 「就業機会の減少に関する申立書」を提出	下記の例示を参考にしてください。 ○雇用主からの休業を命じる書類、メール等 ○シフト表等(減少する前後) ○請負契約等のキャンセルが分かる資料	就業機会の減少前の収入がわかる書類も併せて提出してください。
全 員	<input type="checkbox"/>	収入を証する書類(世帯全員分)	右記を用意できない場合 「住居確保給付金に係る収入状況表」を提出(個人事業者用)	下記のいずれか1つ (給与明細書(直近1カ月)) (賃金明細書(直近1カ月)) (報酬明細書(直近1カ月)) (収支帳簿(直近1カ月)) 〔 〕に加え、下記給付を受けている方の必要書類 年金給付 ○年金振込通知書等、年金(額面)の額がわかる書類 失業給付 ○失業給付の額がわかる書類 その他の定期的な公的給付(※3) ○当該公的給付の額がわかる書類 } (※4)	※3 児童手当、児童扶養手当、障害年金、障害児福祉手当、(配偶者の)育児休業給付金等 ※4 預金通帳で入金額が確認できる場合は省略可
全 員	<input type="checkbox"/>	資産を証する書類(世帯全員分)	ネットバンキング等利用で写しが提出できない場合 「住居確保給付金に係る通帳記載内容表」を提出	世帯全員分の全ての預貯金通帳 (主たる預貯金通帳(※5)定期預金含む) (その他預貯金通帳(※6))	※5 生活費全般に利用している主たる銀行通帳で、表紙、裏表紙とともに、直近3ヶ月程度がわかるもの ※6 表紙、裏表紙とともに、最新残高がわかるもので可(長期間にわたり使用していない場合に該当) ※5、6ともに必ず申請直前に記帳してご提出ください。
全 員	<input type="checkbox"/>	賃貸借物件の契約状況等の確認書類	「賃貸借物件の契約状況等に関する申立書」		
現在、住まいがある方	<input type="checkbox"/>	どちらも 全員	家主等に記入を依頼 入居住宅に関する状況通知書	○賃貸借契約書(※7) 契約期間が有効なもの	※7 対象の住宅は建物賃貸借契約又は定期建物賃貸借契約を締結して居住している、契約期間が有効な賃貸住宅です。契約更新ができておらず、契約期間が過ぎてしまっている場合、又は法人契約や、事業経費に家賃を計上している場合の事業用の部分は対象にはなりません。
現在、住まいがない方	<input type="checkbox"/>		家主等に記入を依頼 入居予定住宅に関する状況通知書		